

# 会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第17回）
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係
開催日時	平成20年11月11日(火)午後6時00分～午後7時50分
開催場所	小金井市役所第2庁舎801会議室
出席者	委員長 室井 敬司 委員 副委員長 尹 龍澤 委員 委員 高林 章 委員 當間 佐来子委員 持永 利之 委員 熊谷 てるみ委員 脇田 洋志 委員 吉田 安之 委員 上原 秀則 委員 本多 龍雄 委員 欠席委員 千田 昌央 委員 古屋 義隆 委員
事務局	企画政策課長 伊藤 茂男 企画政策課調整担当課長補佐 鈴木 茂哉 企画政策課主査 吉川 まほろ
傍聴の可否	○可 一部不可 不可
傍聴者数	0人
会議次第	1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1)第3期市民参加推進会議公募委員の募集について (2)市民投票について (3)外国人の市民参加推進について (4)自治基本条例について (5)その他
会議結果	1 開会 2 市民参加条例運用状況について (1)第3期市民参加推進会議公募委員の募集について ■事務局より資料説明 ・募集日程について ・応募用紙、ちらし、ポスターの内容確認 ・選考基準について 〈質疑〉 ○選考基準の(5)誤字・脱字はないかというのは、どうして基準に入っているのか趣旨を聞きたい。この選考基準は必要なのか。例えば被差別部落の人であるとか、あるいは在日の方であるとか、あるいは不幸にして初等教育の機会に恵まれなかった方が応募した場合、誤字・脱字の項目というのを選考基準にされてしまうとまずいのではないか。

- 選考基準が必要な方はお問合わせくださいになっているので、誤字・脱字についての注意が必要であるということは、選考基準を見た人にしかわからない。応募する人全員に選考基準を渡すのならば条件は同一になると思うが。
- 自分が論文を書いた時には、この誤字・脱字には気を使った。良い意味で緊張して書けたので、あった方が全体としてレベルの高いものになるのではないか。
- 誤字・脱字があると、書いた人の考えに何か関係があるのか。要するに程度が悪いとか、教養がないとかそういう趣旨が含んでいるのかどうか。
- そういう意味はない。書いた自分の意見が正しく伝わるように、提出時によく読み返して推敲して提出していただきたいという趣旨だ。

#### 【結論】

選考基準の(5)は、削除する。選考基準については、電子データとしてホームページに掲載する。紙ベースでほしい人は、従来通り企画政策課へ依頼してもらう。ポスターの文字については、目立つよう濃い色に修正する。

#### (2)市民投票について

- 前回会議でも、この件についての対応は以下の3つ程度が想定されるとされた。
  - (1)市民投票を行う場合は別に個別条例を定めるという条例第16条の規定のままでよしとし、会議録に議論の経過をとどめることで終了する。
  - (2)条例第16条を改正し、多摩市、三鷹市の自治基本条例の規定程度の住民投票についての規定を盛り込むことを提言する。
  - (3)常設型の住民投票条例を制定することを提言する。この場合はもう少し規定内容を精査する必要がある。
 

各委員から意見を求めた結果、集約するに至らず今回の会議で引き続き討論を行うということになっていた。今日の段階で、常設型を提言するということは困難と思われるので、1番目、2番目について発言をお願いしたい。
- 前から申し上げているとおり、今の小金井市の現状からいって第1の対応でよいのではないか。将来、自治基本条例を作る時に住民投票の項目は検討された方がよい

のではないか。

- 別に条例を定めてといっても、ずっと別に条例を定めていないというパターンもないことはない。

【結論】

市民参加条例の手引、第6章の市民投票の趣旨のとおり現状のままでいく。ただし、自治基本条例が制定されるときには他市の自治基本条例程度の規定にしていく。

(3)外国人の市民参加推進について

■事務局より報告

前回提案のあった、公募委員の募集を多言語（3か国語）で行ってはどうかという点についてだが、他の市報記事とのバランスの問題及び翻訳者がすぐには見つからないという問題があり、今回は見送り、今後の検討課題とさせていただきたい。また、外国人交換会の結果についてだが、保育園の待機児童解消、商店街の自転車の不法駐輪の問題、道路の段差の危険性の問題などの意見がでたようだ。しかし現在は意見を求める懇談会ではなく日本の行事の紹介と体験のようなことを行っている。

〈質疑〉

- 市報掲載が難しいという経緯はよくわかって理解できる。小金井市の現在の状況をみると時期尚早という感じがするからだ。先進的な状況にある川崎市にしても現在のようになるには時間がかかったと思う。いろいろな動きがあって今のような先進的な状況になったのだろう。一つアイデアとして、市長と語る会を行う時に、今回は外国人の方もどうぞとか、例えば通訳をつけるとか、外国人向けのテーマで開くなど、現在のやり方からさらに進める方法を考えて発展的につなげていただければと思う。
- 通訳の問題とか、費用のことがあるので、実現できることとできないことがあるのは当然と思うが、この市民参加推進会議の委員の募集に関して言えば、対象の市民のところが「市内在住の18歳以上の方」となっているが、ここに外国籍は含まれるというのはたぶん通常感覚では理解し切れない、読み切れないと思う。募集要項の段階で、外国籍の市民も当然対象だという呼びかけは必要ではないか。この条例もその部分の解説のところは微妙にあいまいだ。「その他の団体または、市内で暮らす外国籍を有する者」が最初の市民に含まれないかのようにとらえられる文章になっている。市民とはどういう内容なのか、ということが解説書のその後の手引きなど、

どこかに入ってほしいと思う。これは、必ずしも小金井市だけの問題ではなく、大和市の例を見ても市民の定義に外国籍を有する人が入っているのか読み込みにくい不親切な感じがする。

【結論】

公募委員の募集要項の中に、外国籍の市民も対象であることを明記する一文をいれる。

(4)自治基本条例について

■このことについては、市の基本的な姿勢にかかわる条例であることから、十分に時間をかけて提言等を行う必要がある。基本的には引き続き次期推進会議で協議願うということを前提にするが、この場で発言したことについては記録にとどめておく。

- 自治基本条例と、市民参加条例と2つの条例を持っているところはないのではないかと前回の会議の時に発言したが、調べたら大和市が2つ持っていることがわかったので、資料提出をしてもらった。小金井市の場合はずでに市民参加条例ができていたので、市民参加ということはきっちり押さえてある。市の憲法というべき大きな枠の自治基本条例を設けていけば、市民参加条例から自治基本条例を作っていくという、新しい模範になるケースになるのではないか。
- 自治基本条例という条例は、どういう内容を盛り込むのが普通なのか。基本条例という名前をつける時の意味、実はこれを真剣に考えてみないといけないのではないかと思う。基本条例という名前をつけたからといって他の条例に優越するというわけでもないと思うので何を基本条例と呼んで、だいたいどういうものを盛るのがわかったら教えてほしい。法律の世界で基本法というものがあるが、基本法と普通の法律の効力に差はない。基本というネーミングがある限りはみんながそれに参加した、確認するというような効果があるのではないか。そういうものだったら基本条例というネーミングにふさわしい気がする。ならばこの基本条例を作る時に下からの盛り上がりというものは不可欠なのではないかと思う。
- 外せない条件は3つあると思う。1つは、自治体の運営。そこにかかわっている人たちの権利、役割、責任、責務をうたったもの。2つ目は行政運営の基本原則。組織、基本構想、情報、行政手続、個人情報保護、行政の評

価、責任、財政。こういうものの基本原則を決める。3つ目が市民参加の原則。協働の仕組み。この3つが主な自治基本条例の内容になるのではないか。だからこれだけは基本条例の中で押さえてもらいたいと考える。

- 大和市の条例の第7章に厚木基地という項目がある。この項目は特殊だが、これを見ていると市として、市民も市長、行政サイドも区別なく市として願うことという、一番重要なことは、具体的に自治基本条例に盛り込んで構わないのではないかと思った。
- この条例を最高規範と位置付けているところに少し引っかかる。条例同士で優劣を決めるのがどういう点なのか、さらに条例に適合させなければならない、前にあった分まで全部変えなくてはいけなくなるのではないか。もし違うものがあれば、その条例はすべてこれに違反することになってしまう。
- 基本という名前をつけた限りでは、解釈に際してはこの基本条例となるべく抵触しないようにこの基本条例に沿った形で解釈していく。他者から明らかにどう解釈しても矛盾する場合には、後でできた条例が当然優先し、基本条例の効力はなくなるというようなぐらいの話だ。
- たぶん大和市はこの基本条例を市の憲法的な感じにしたかった、希望というのかそういうものも盛り込みたかったのではないだろうか。だから、小金井市がもし作るのであれば、小金井市の将来的に進んでいきたい理念というのとは一体何なのか、それが果して市民の総意の意見なのかどうかというかなり難しい議論をしていかななくてはならないのではないかと思ってしまうが。
- 基本条例という名前をつける限りは通常の場合、重々しい前文を用意し、書かれ、そして内容としては抽象度の高い理念を掲げる。ただし、その前提になるのはやはり、下からの盛り上がり、つまり単なる理解だけではないという確認だ。基本という名前をつける時には条例の中では最高のものであるということを市民が自覚するという効果が必要なのだろうと思うが、今この場が相応しいのかと、市民参加推進会議でそれを検討するのかと考えると疑問である。
- 学者の中では、自治基本条例というのはいちどあまり意味がないのではないかという説もある。ただ意気込みを示すと

いう意味、市民のまとまりという形では有効だと思う。具体的な法的な規範性というのはこの内容だと抽象度が高いから少ないと思われる。地方自治法もあるのでそちらを無視するわけにもいかない。先ほどの意見もあったが、下から盛り上がって市民の中でこれは市としての一番の基本なんだというようなことが固まってくれば皆で共有する部分として定めていくということだが、具体的な内容をこの場で議論するという事は難しいと思う。

○ 市民とはなにか、執行機関とは何か、そういうことを全部自治基本条例のなかに組み込み、そこからひも解いていくという、市としての形、それを示すものではないか。だからたくさん条例があっても、そのもとになるものは何かというところまで議論すべきではないかと思うが。

○ 条例の間には優越性をつけられないと決まっているのか。

○ 日本の法律の類型としては条例と規則以外にはないので、条例の中での優劣は、後から出てきた後法が前法をより上回るということになっている。特別法と一般法の関係では条例の中に特別条例と一般条例があれば特別条例が一般条例を破るというようなルールはあるが、基本となったら、本当に抵触した場合に、基本とついているからといってこちらが優勢とはいかないと思うが。

○ 基本形式としたら条例しかない。条例でなければ憲法。憲法は極めて明確に法律の上にある。法律も基本法というのがあるが、基本とついても後でできた法律と矛盾したら、後の法律のほうが優位するというのが普通の理解だ。

○ 自治基本条例を一部の部局で作って議会で賛成多数で通ってもあまり意味がない。その手続を変えて、みんなの確認、市民全員の意思が凝縮されているという制定経緯になると事実の重みはものすごく出てくると思う。やるとするなら、本当にみんなが最高のものであると認識したという事実を明らかにする必要はあると思う。

○ 市民の参加、盛り上がりを踏まえて自治基本条例は作っていくということを次期の市民参加推進会議に申し送りをしていく。

(5)その他

■ 次期推進会議で引き続き検討してほしい事項の申し送りについて確認

- ・ 条例第18条の活動拠点について
- ・ 自治基本条例について
- ・ 市民と市との日常的な協働について

以上3点について、次期推進会議に引き続き検討事項として申し送る。

■ 今期終了にあたっての感想

○ いろいろ教えてもらうことがたくさんあった。小金井市が特に市内に外国籍の住民が多いということに非常に驚いた。三多摩では一番文化的な色彩の濃いここに外国人の市民がたくさんいる。ぜひ、外国人市民に関してももっと、もっと住民参加に加わってもらうようにできれば良いと思った。

○ 大変難しい議論が多かった。正直に言っについていけない部分もあった。最初に応募した理由というのはもっと具体的に、どうやって参加するのかというようなアクションの部分だと思って期待していたが、アクションの前の会議の入れものを作るという部分で、勉強不足を痛感した。しかし、委員長にはとてもよくまとめていただき大変良い勉強になった。今後も市のいろいろなことに顔出ししてみたいという気持ちにはなっている。

○ こういうことには本当に疎く、何条何項なんて言われるとすぐに思考がストップしてしまうが、いい勉強になった。審議会の選考基準の項目で「審議に必要な知識があるか」ということがうたわれているが、全くそれもなくアクションが一番と飛びこんできた。知識がなくても勉強できることはある。そういう面でも選考の基準を少し斜めから見ることもしていただけたらと思う。

○ この会議で一番熱っぽくお願いしたのが、参加者の増加である。条例を作ってもそこに市民の血が通わなくては、関心が薄ければ、条例を作った意義というものが薄れてしまうので、引き続き行政とよく協働して市民がより多く、より知恵を絞ってこの市の行政とともに参加して行っていただきたい。これからも市民参加条例が生きた条例になることを強く切望する。

○ 市民参加推進という分野について、専門外だったので3か月に1遍ということで3か月の勉強期間と思って取り組んだ。資料を読むのが精いっぱいだったが、自分の

	<p>応募の際のテーマの、外国人の市民参加についてということを取り上げてもらい、それが少しでも小金井市の市民参加に生かしていただければうれしいと思う。</p> <p>○ 労働団体代表ということで入ったので、在勤者についても市民の一部であるということの立場から、その在勤者が行政に参加するためにはどうするのかということの頭の中に描きながら会議に参加していたが、実際にはそのような小手先、テクニカルな問題ではなく、話された内容、論議された内容というのは地方自治の根本のありようであるとか、基本理念であるとか、そういうところまで踏み込んだ論議がこの2年間を通じてよくできた。労働団体を代表してきているという意識はどこかに飛んでしまったが、それが本来の趣旨に反するのではないか、でもその方がよかった、幸せだったというふうに今思う。</p> <p>○ 協働推進ということについて、所属の団体でも考えている。以前は税金を払っているのだから市が全部やってくれという考えの方が非常に多かったように思うが徐々に自分も何かできるんだという力をもった市民が増えてきていると感じている。一部の強い市民だけではなくて、一般の市民の方がそれぞれの力を持って小金井市を良くするために一人でも多く増える一助になればと思い参加していた。今後もこの会議の良好な発展を望みたい。</p> <p>○ 地方自治の実態というのはほとんど知らなかったが、この会議に参加して具体的なことが少しでもわかったという意味では一番勉強になった。その中で皆さんが前向きに小金井市をよくしようという観点からいろいろな知恵を絞り、細かいことから大上段のことまでいろいろな発言があった。その意味では小金井市の未来は非常に明るいのではないかという感想を持った。</p> <p>以上で第2期の市民参加推進会議は終了</p>
提出資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民参加推進会議公募委員募集について様式等一式</li> <li>2 大和市市民参加推進条例</li> <li>3 大和市自治基本条例</li> </ol>